

(厚生労働委員会)

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)(衆議院)

送付)要旨

本法律案は、平成十五年に継続して支給することとされた戦没者の父母等に対する特別給付金国債(額面百万円、五年償還)の償還が終了した戦没者の父母等に対し、改めて額面百万円、五年償還の特別給付金国債を支給しようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日を平成二十年四月一日から公布の日に改め、改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の規定は平成二十年四月一日から適用する旨の修正がなされた。